

令和 7 年度

# いじめ対応の手引き

(児童虐待も含む)

— いじめを許さない学校・学級づくりのために —

臼杵市立下北小学校

# 目 次

1. いじめ防止基本方針	2
2. いじめとは	2
(1) いじめの定義	
(2) いじめの基本的な考え方	
3. いじめ防止の基本的な方向と取り組み	3
(1) 指導体制・組織体制（児童虐待も含む）	
(2) いじめ防止年間計画	
4. いじめ防止の措置	6
(1) いじめの予防	
①いじめを起こさない学校・学級づくり	
②わかる授業づくり	
③子どもの豊かな心と実践力の育成	
④いじめ問題に関する校内研修	
⑤家庭との連携	
(2) 早期発見	
①児童いじめアンケートの実施	
②情報収集のためのチェックリストの活用	
(3) いじめの対応	
①いじめ情報のキャッチから対応までの流れ	
②対応方針の決定・役割分担	
③事実の究明と指導・支援	
④保護者及び関係機関との連携	
5. ネットいじめへの対応	13
(1) ネット上のいじめとは	
(2) 未然防止のために	
①情報モラルの指導の際、子ども達に理解させるポイント	
②保護者会で伝えること	
(3) 早期発見・早期解決のために（児童虐待も含む）	
①関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応	
②書き込みや画像の排除に向けて	
6. 重大事態への対応	16
(資料)	18
・いじめアンケート	
・いじめのサイン発見チェックリスト	
・振り返りチェックリスト	

# 下北小いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止基本方針

下北小の教職員全員が心を一つにして、いじめを許さない学校づくりに取り組んでいく。

いじめが原因と見られる自殺によって、子どもの尊い命が失われる事件が全国で後を絶たない。学校や家庭という、子ども達にとって、本来安全・安心であるはずの場所で、こうした痛ましい事件が起こっているという現実は、子ども達だけでなく、すべての大人達にも大きな課題を投げかけている。いじめ問題は、教育にとって喫緊の課題1つであり、その解消に向けて、私たち教育関係者の取組が強く求められている。

「いじめに悩み、苦しむ子どもを出してはいけない」「もうこれ以上いじめによって子ども達の尊い命が奪われてはならない」という思いは、学校現場で日々子どもと向き合う、すべての教職員の願いである。いじめ問題の解決のためには、まず、各学校で直接子どもと接している一人一人の教職員が、「いつでも自分の学校・学級で深刻ないじめが発生し得る」という強い危機意識を持ち、早期発見と早期解決のため、学校をあげて的確に対応することが何より大切である。同時に、校長を中心とした学校全体としての取組を進め、家庭、地域、更に関係諸機関と連携しながら、迅速かつ組織的な対応をしなければならない。また、日頃から私たち教職員が、子ども達を『認め、ほめ、励まし、伸ばす』ことによって、子ども達の自尊感情を高めていく教育活動を推進する必要がある。自分自身を大切にする心を育てることが、他者を思いやり、他者を大切にする心の育成へとつながる。

本方針は、人権尊重の理念に基づき、下北小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

## 2 いじめとは

### (1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）では、以下のように定義づけられている。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

また、文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」の中で、次のように補足されている。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多くあることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童の主觀を確認する際に、行為の起きたときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該

児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

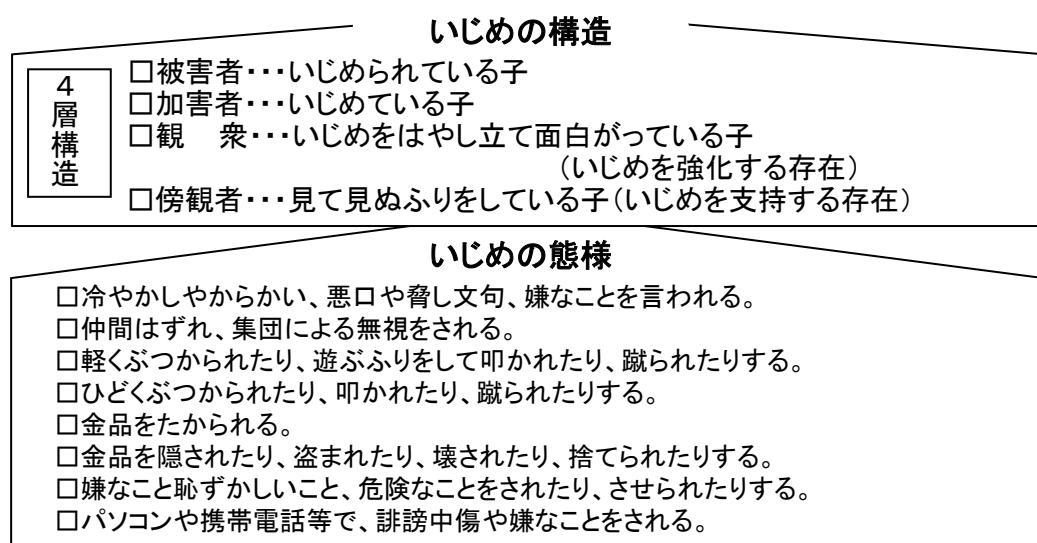
また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なもののや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

## （2）いじめの基本的な考え方（集団構造と態様）



### <家庭における要因>

- 基本的な生活習慣や生活態度が十分に身に付いていない。(思いやり、正義感、善惡の判断等)
- 家庭が「やすらぎの場」になっていない。□親子の間に心の通い合う場面が少ない。
- 親がしつけに不安を抱いている。□親が子どもと触れ合う機会が少ない。

### <子どもの心理>

- ストレスが身体症状、行動面に表れやすい。□自尊心の傷つきを暴力、いじめで晴らす。
- 自己価値観に敏感である。→不安、いらいら、無気力、抑うつ

### <学校における要因>

- 子どもと教師の信頼関係がうまく築けない。□授業がわかりにくかったり、進度が速すぎたりする。
- 一部の子どものみが認められたり、評価されたりする。□競争関係が激しすぎる。
- 何がよいか、悪いか、基準が明瞭でない。□しつけが厳しすぎ、窮屈な雰囲気がある。

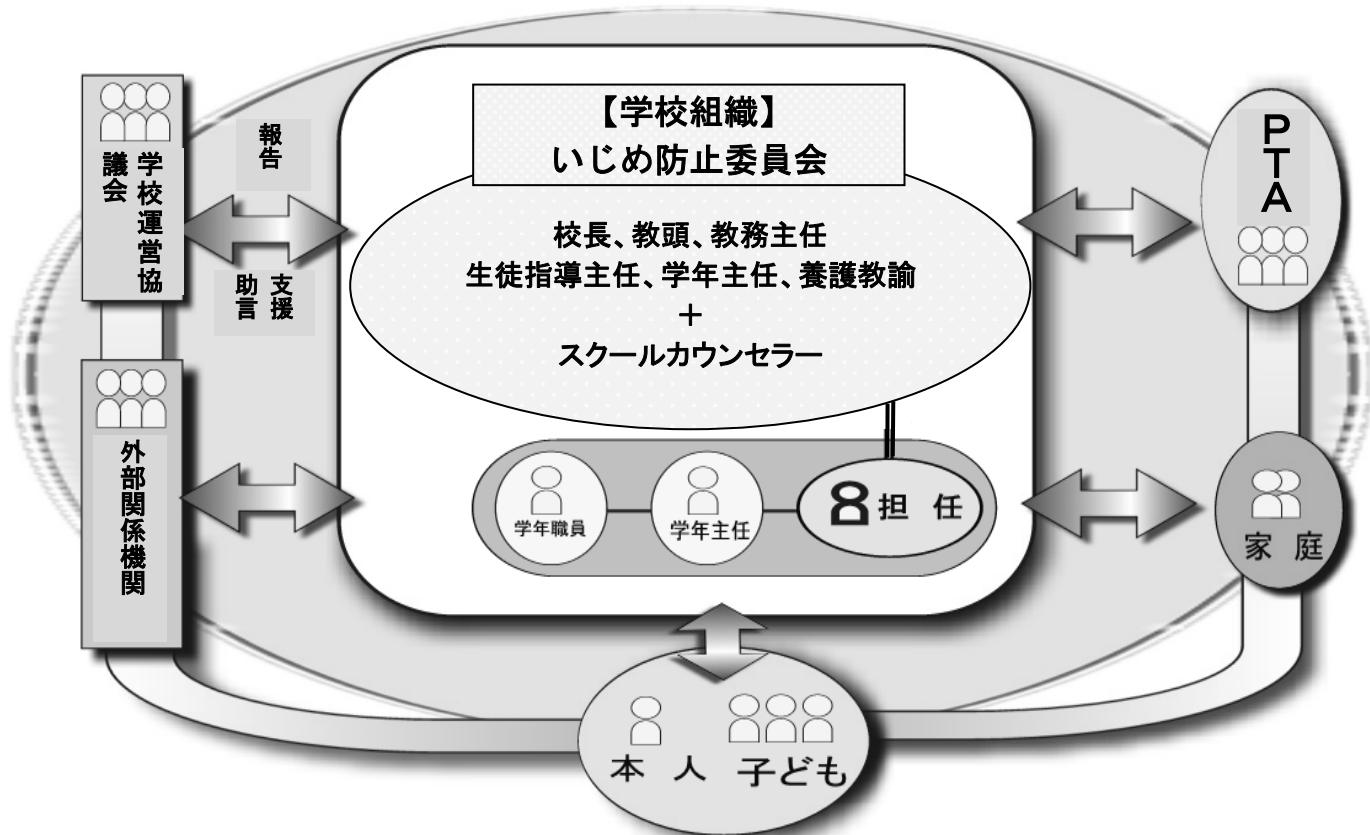
### <地域社会における要因>

- 地域全体で子どもを育てるという意識が低下している。
- ゲーム等による遊びの孤立化等により、社会性が育ちにくい。
  - ・人間関係を築くルールや方法を十分に身につけられない。
  - ・人の関わりをおもしろさでカモフラージュする。

### <社会全体の要因>

- 「いじめは絶対に許されない」という意識が不十分である。
- 社会全体に人間関係が希薄化してきている。
- 異質なものを排除しようという傾向が広く見られる。□道徳性のないテレビ番組が増えている。
- 大人の自己中心的でモラルを欠いた行動が、子どもたちに影響を与えていく。

## (1) 指導体制・組織体制



### 【いじめ防止委員会の主な機能】

- ①学校のいじめ防止基本方針の作成と見直し
- ②年間指導計画の作成
- ③いじめに係わる校内研修の企画・立案
- ④調査結果・報告等の情報の整理及び分析
- ⑤いじめが疑われる案件の事実確認及び判断
- ⑥効果的な対策の検討と全職員への周知及び共通理解
- ⑦配慮を必要とする児童への支援
- ⑧職員の役割分担と家庭・地域・関係機関との適切な連携

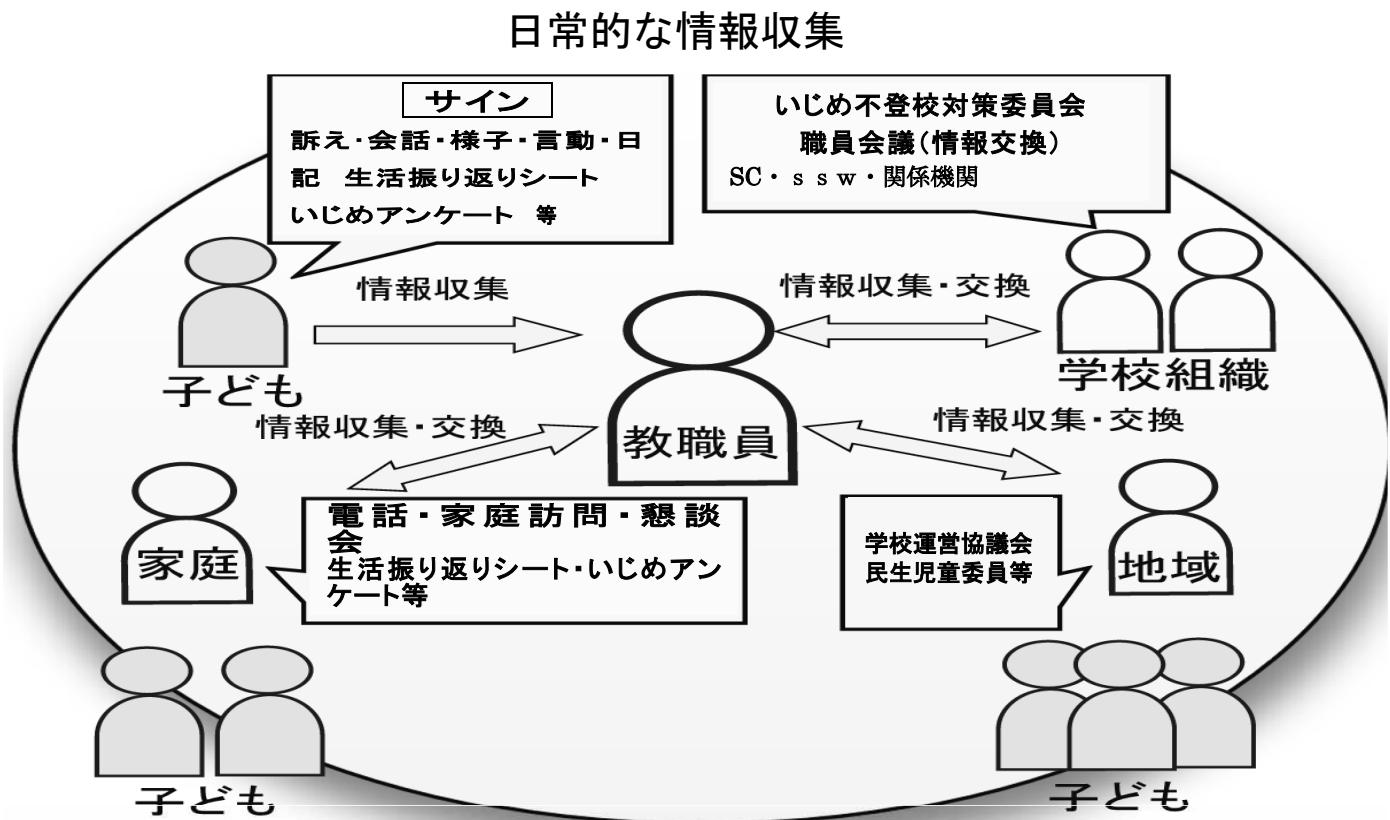
- 校長を中心として、学校、家庭、関係機関が相互に密接な連携を図り、一体となつたいじめ対策を推進する。
- 年度当初の学校評議員会において、学校のいじめ防止基本方針を確認する。その後、必要に応じて、いじめの状況の報告を行うとともに、助言・支援を仰ぐ。
- 保護者・地域住民などから通報を受けたとき、その他児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに当該児童に係るいじめの事実の有無を確認し、その結果を臼杵市教育委員会に報告する。
- 児童が虐待を受けていると思われるときは、速やかに当該児童に係る虐待の事実の有無を確認し、その結果を臼杵市教育委員会に報告する。

## (2) いじめ防止年間計画

月	活動内容	ポイント
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止委員会の編成・いじめ防止基本方針に対する共通理解</li> <li>○年度当初の学年間の情報交換 指導記録の引き継ぎ</li> <li>○学級開き・人間関係作り・学級のルール作り（学級活動）</li> <li>○いじめ防止基本方針についての保護者への説明と啓発（学級懇談会等）</li> <li>○情報交換会</li> <li>○生活振り返りシート（毎月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校・学級のいじめに対する姿勢の明確化</li> <li>・いじめの被害者加害者の関係の引き継ぎ</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権平和授業・集会</li> <li>○情報交換会</li> <li>○生活振り返りシート（毎月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活からのいじめの現状把握と解決に向けての取り組み</li> <li>・保護者との面談</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活振り返りシート（毎月）</li> <li>○児童いじめアンケート実施→アンケート集約→個別面談</li> <li>○いじめ防止委員会→情報と対策の共有（職員会議）</li> <li>○情報交換会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの実態の把握と解決に向けての取り組み</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第1回学校評価</li> <li>○生活振り返りシート（毎月）</li> <li>○学校運営協議会～情報交換</li> <li>○人権授業・集会</li> <li>○情報交換会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの人権意識の高揚</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ対策に関する職員研修</li> <li>○人権授業・集会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに対する対応技術等の習得</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>○夏休み明けの児童観察</li> <li>○生活振り返りシート（毎月）</li> <li>○情報交換会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの変化の確認</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活振り返りシート（毎月）</li> <li>○情報交換会（運動会に向けて）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活からのいじめの現状把握と解決に向けての取り組み</li> </ul>

11	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活振り返りシート（毎月）</li> <li>○学校運営協議会～情報交換</li> <li>○児童いじめアンケート実施→アンケート集約→個別面談</li> <li>○いじめ防止委員会→情報と対策の共有（職員会議）</li> <li>○情報交換会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの実態の把握と解決に向けての取り組み</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>→アンケート集約→個別面談</li> <li>○生活振り返りシート（毎月）</li> <li>○人権授業・人権集会</li> <li>○情報交換会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの人権意識の高揚</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○冬休み明けの児童観察</li> <li>○生活振り返りシート（毎月）</li> <li>○第2回学校評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの変化の確認</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権授業・集会</li> <li>○生活振り返りシート（毎月）</li> <li>○学校評議員会で情報交換（いじめ・体罰等）</li> <li>○情報交換会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの現状把握と解決に向けての取り組み</li> <li>・振り返りによるいじめを許さない風土の醸成</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活振り返りシート（毎月）</li> <li>○上学年への引き継ぎ情報の作成</li> <li>○いじめ対策の見直し、次年度方針の作成</li> <li>○情報交換会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの日常生活からのいじめの現状把握</li> <li>・いじめに関する情報の引き継ぎといじめ対策の点検</li> </ul>

## 4 下北いいじめ防止の措置



### (1) いじめの予防

#### ①いじめを起こさない学校・学級づくり

◎教職員が子どもを一人の人間として尊重する態度を常に意識することを心がける。

##### 【教職員の基本姿勢】

- 子どもたちのよさを、認め・ほめ・励まし・伸ばすことを基本とした学校・学級経営にあたる。
  - 小さな問題行動であっても、これらの行為を見過ごすことなく、学校全体として適切かつ毅然とした指導を行う。
  - 教職員が、子どもの一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。
- ◎どのような学校・学級にいじめが起こりにくいのか共有し、以下のような学校・学級づくりを目指す。

##### 【いじめの起こりにくい学校・学級】

###### 子どもたちや学校・学級の姿

- 失敗しても認め合い励まし合う雰囲気がある。
- 子どもたちが規範意識を持ち、規律ある生活を送っている。
- 表情がにこやかで言葉遣いが適切である。明るくあいさつを交わす。
- 児童会活動や委員会、係活動に進んで取り組み、頑張ろうとする雰囲気がある。
- 教室や学校が清潔で、美しく整頓されている。
- 規律ある楽しい給食の時間を過ごしている。残菜が少ない。
- 地域の人や保護者が気軽に来校し、学校の活動に協力する。

###### 教職員の姿

- 全教職員が、校長を中心として、生徒指導についての共通理解を持ち、共通実践が行われている。
- 教職員が、子どもたちの意見をきちんと受けとめて聞く。
- 教職員が、子どもたちに明るく丁寧な言葉で声をかけ、一人の人間として接する。

- 自らの言動が、子どもたちに与える影響の大きさを、教職員が強く自覚している。

#### ②わかる授業づくり

いじめを許さない学級を作るためには子どもたち一人一人に日常起こる様々な人間関係から生じる問題に対して適切に対応できる思考力・判断力が不可欠になってくる。教職員が「わかる」授業を目指し、思考力や判断力の基礎となる確かな学力を身につけさせていかなければならない。

また、授業の中で違いを認め合ったり、学びを喜び合ったりする活動を通して、集団としてのつながりを深めていくことが大切である。そのためには、まず教職員自身が児童に寄り添い、共感的な存在となることを忘れてはならない。

- 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを推進する。

- 人間関係づくりプログラムやSSTやSGEを積極的に取り組み、望ましい集団づくりを行う。

- TT指導や少人数（習熟度）指導を通して子どもたちの確かな学力を保障する。

- 発言や集団への関わりに消極的な児童もいるため、教師が適切に支援を行い、満足感や達成感、連帯感がもてるように配慮する。

#### 子どもに自信をもたせる「とっておきの言葉」

- ☆「そうか、それはいいところに気がついたね。」
- ☆「あの時の態度、立派だったよ。大きく見えたよ。」
- ☆「ああすることは、とても勇気のあることだったでしょう。感心したよ。」
- ☆「あなたの応対は、とても気持ちが明るくなるね。」
- ☆「あなたの〇〇に取り組む姿勢はすばらしい。」
- ☆「そう、〇〇ができたの。すごい。うれしいわ。」
- ☆「あなたの気持ち、先生にも分かるよ。」
- ☆「わたしも苦手でしたよ。でも、あきらめないでいっしょに努力していきましょう。」
- ☆「そういう考え方もあるね、よく考えたね。」
- ☆「ここがいいね、これがいいね。」

#### ③子どもの豊かな心と実践力の育成

- 道徳や特別活動等において「正義感や公正さを重んじる心」や「他人を思いやる心」「命の大切さ」などの道徳性をはぐくみ、体験活動や日常生活との関連を図りながら、自尊感情を高め、道徳的実践力を育成する。

- 児童会活動や集会活動など、子どもが主体的にいじめ根絶のために取り組む活動の充実を図る。  
4月、児童会が中心となって、子どもたち自身が主体的に学校からいじめをなくすようなテーマを考え、5月に学級ごとに具体的な取り組みを考える。考えた内容については学級掲示し、日常生活での意識化を図る。

#### ④いじめ問題に関する校内研修

夏季休業中を利用して、事例研究や参加体験型などの研修を取り入れ、教職員の人権感覚を高める。

- ◎事例研修→事例をもとに対応のあり方を探り、深める。

- ◎理論研修→生徒指導・カウンセリングの理論を学ぶ。

- ◎理討論型研修→ブレーンストーミングやディベート等により課題を絞り解決策を探る。

- ◎ロールプレいやアサーティブトレーニングとで技術や態度を育てる。

### ※ブレーンストーミング

集団（小グループ）によるアイデア発想法の一つで、会議の参加メンバー各自が自由奔放にアイデアを出し合い、互いの発想の異質さを利用して、連想を行うことによってさらに多数のアイデアを生み出す集団思考法・発想法のこと。ブレーンストーミングを行う際には次のようなルールがあります。

- ①批判は行わない。 ②奔放なアイデアを歓迎する。 ③アイデアの量を求める。 ④他人のアイデアを修正、改善、発展、統合する。

### ※ディベート

ある公的な主題について異なる立場に分かれ議論すること。この定義からディベートは以下の2つの要素を持つ議論である。

- ①公的な主題：公的な主題について行われる。 ②意見の対立：異なる立場に別れて行われる。

### ※ロールプレイ

学習の内容に応じた場面を設定し、その中で参加者が役割（話し手や聞き手、登場人物、観察者等）を分担して演技をすることにより、学習の目的に迫る手法。現実の問題を模擬的に演じることにより、自分の心を感情のままに自由に表現することができ、人間関係の改善などに迫ることができる。

「ロール」は役割、「プレイ」は演技の意味。人権に関する学習では、実際に経験したことのない場合でも、差別やいじめ等の場面を設定して実施することにより、他者の立場になって考えたり、感じたりすることができ、共感的な理解を図ることができる。

### ※アサーティブトレーニング

日常生活の場面設定の中で行う、コミュニケーションの在り方についてのトレーニング。アサーティブネス（非攻撃的自己主張—相手を傷つけずに自己主張をするという考え方や方法）を修得することを目的に行う。「受け身的スタイル」、「攻撃的スタイル」のどちらでもない「自分も相手もともに大切にしようという、相手尊重のコミュニケーションのスタイル」を学ぶことができる。

## ⑤家庭との連携

- ◎保護者会で学校としていじめに対して毅然とした態度をとっていくことを資料として提示し、家庭と連携しながらいじめ根絶に向けて取り組んでいくことを確認する。
- ◎『子どものサイン発見チェックリスト』を活用して家庭での子どもの様子について把握してもらい、気になる状況が見られた場合には、学級担任が窓口になり相談に応じるようにする。

## （2）早期発見

### ①児童いじめアンケートの実施

#### アンケート実施

- 生活ふりかえりシートを毎月行う。

- 6月・11月の計2回実施する。

#### 個人面談

- アンケート結果により、いじめられているという意識を持っている子どもについては、個人面談を実施する。

- 個人面談を実施する。

#### 対策委員会

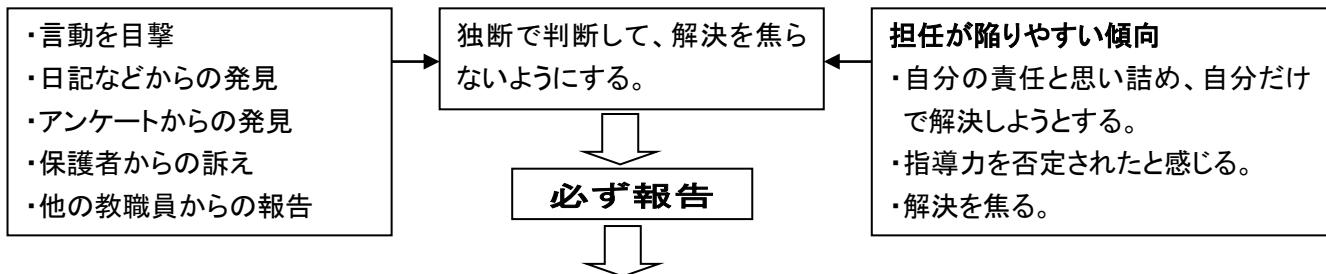
- いじめ防止委員会にアンケート結果を持ち寄り、対応について話し合う。

#### 職員会議

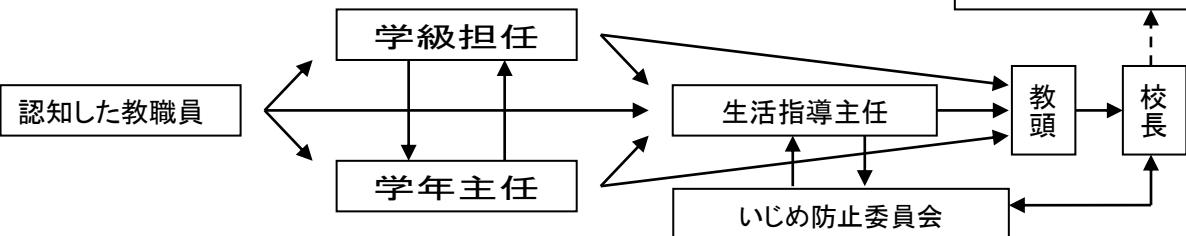
- アンケート結果及び現状について職員会議で意見交換を行う。

### (3) いじめ（児童虐待も含む）の対応

#### ①いじめ情報のキャッチから対応までの流れ



#### 【報告の流れ】



※保護者・地域住民などから通報を受けた場合は、速やかに当該児童に係るいじめの事実の有無を確認し、その結果を臼杵市教育委員会に報告する。

#### ②対応方針の決定・役割分担

- 情報の整理・・・（いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の子どもの特徴）
- 対応方針・・・（事情聴取や指導の際に留意するべきことを確認）
- 役割分担・・・（被害者からの事情聴取と支援担当、加害者からの事情聴取と指導担当、周辺の子どもと全体への指導担当、保護者への対応担当・関係機関への対応担当）

#### ③事実の究明と指導・支援

- 事実の究明  
いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聞き、事実に基づく指導を行えるようにする。  
聴取は、被害者→周囲にいる者（冷静に状況を捉えている者）→加害者の順に行う。

#### 【事情聴取の際の留意事項】

- いじめられている子どもや周囲の子どもからの事情聴取は、人目のつかないような場所や時間帯を配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所に配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いかないように、複数の教職員で確認しながら聴取を進める。
- 情報提供者についての秘密を遵守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
- 聴取を終えた後は、事情を必ず保護者に対して家庭訪問を通じて直接説明をする。

#### 【事情聴取の段階ではならないこと】

- △いじめられている子どもと、いじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。
- △注意、叱責、説教だけで終わらせること。
- △ただ謝ることだけで終わらせること。
- △当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

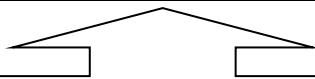
b. いじめの被害者、加害者、周囲の子どもへの指導・支援

	被害者	加害者	周囲の子ども
基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの見方になる。</li> <li>子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。</li> <li>自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。</li> <li>いじめの問題に、教職員が子どもとともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。</li> </ul>
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>担任を中心に、子どもが話しやすい教職員が対応する。</li> <li>いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。 (カソセリング マイド)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対応する教職員は中立の立場で事実確認を行う。</li> <li>話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。</li> </ul>
指導・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校はいじめている側を絶対に許さないことや、今後の指導のしかたについて伝える。</li> <li>自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どものよさや優れているところを認め励ます。</li> <li>いじめている側の子どもとの今後のつきあい方など、行動の仕方を具体的に指導する。</li> <li>学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ること、いつでも相談に応じることを伝える。 △「君にも原因がある」「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者の辛さに気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。</li> <li>いじめは決して許されないとをわからせ、責任転嫁等は許さない。</li> <li>いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。</li> <li>不平や不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聞く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。</li> <li>被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。</li> <li>これからどのように行動したらよいかを考えさせる。</li> <li>いじめの発生の誘因となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返させる。</li> <li>いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。</li> </ul>
経過観察等	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。</li> <li>自己肯定感を回復できるよう、授業・学級活動等での活躍の場や友人との関係づくりを支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活ノートや面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。</li> <li>授業や学級活動を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向へ向けていく。</li> </ul>

#### ④保護者及び関係機関との連携

##### a. 保護者との連携

	被害者の保護者	加害者の保護者
対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。</li> <li>・学校として子どもを守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。</li> <li>・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者から子どもの様子等について情報提供を受ける。</li> <li>・いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡は避けることを依頼する。</li> <li>・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事情聴取後、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の再確認をする。</li> <li>・相手の子どもの状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。</li> <li>・指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。</li> <li>・誰もがいじめる側にもいじめられる側にもなり得ることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。</li> <li>・事実を認めなかつたり、うちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、改めて事実確認と学校の指導方針教職員の子どもを思う信念を示し、理解を求める。</li> </ul>
好ましくない対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにいじめはない」などと言う。→事実を調べ、いじめがあれば子どもを必ず守る旨を伝える。</li> <li>・「お子さんに問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。</li> <li>・電話で簡単に対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者を非難する。</li> <li>・これまでの子育てについて批判する。</li> </ul>



##### 【保護者との日常的な連携】

- 年度当初から、学級通信や保護者会などでいじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側・いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方策等を明らかにしておく。

## b. 関係機関との連携

- 岐阜市教育委員会や教育事務所の指導を受けながら、必要に応じて、児童相談所、病院、警察などの関係機関と連携を図る。
- 民生児童委員、スクールカウンセラー等による相談が、適切に行えるよう連絡・調整を図る。

## 5 ネットいじめへの対応

### (1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法によりいじめを行うもの。

#### 【トラブルの事例】

ネット上のいじめ	特殊性による危険
<ul style="list-style-type: none"><li>○メールでのいじめ</li><li>○ブログでのいじめ</li><li>○チェーンメールでのいじめ</li><li>○学校非公式サイトでのいじめ</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○匿名性により、自分だとはわからなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>○SNSから生じたいじめ</li><li>A君が友だち数人に限定したサイト(SNS)だからと安心してB君の悪口を書き込みました。それをC君がコピーして他の掲示板に書き込み、B君の知るところとなりました。その後、同掲示板にA君への誹謗中傷が大量に書き込まれました。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。</li><li>○スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>○動画共有サイトでのいじめ</li><li>A君はクラスの数人からプロレス技をかけられていきました。その様子は携帯電話でも撮影されていました。そして過激な映像が注目されている動画共有サイトに投稿されました。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数のものに流れたり、アクセスされたりする危険性がある。</li></ul>

### (2) 未然防止のために

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力する。

#### ①情報モラルの指導の際、子どもたちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や子どもたちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

##### 〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、被害者を傷つけるだけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- 一度流出した情報は、簡単に消去できないこと

##### 【子どもたちの心理】

匿名で書き込みができるなら…  
自分だと分からなければ…  
誰にも気づかれず、見られていないから…  
あの子がやっているなら…  
動画共有サイトで目立ちたい…

#### ②保護者会等で伝えること

##### 〈未然防止の観点から〉

- 子どもたちのパソコンや携帯電話・ゲームを第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためにルール作りを行うこと。特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォンやタブレット等、特有のトラブルが起こっているという認識を持つこと。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること。  
〈早期発見の観点から〉
- 家庭ではメールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問い合わせ、即座に学校へ相談すること。

### (3) 早期発見・早期対応のために

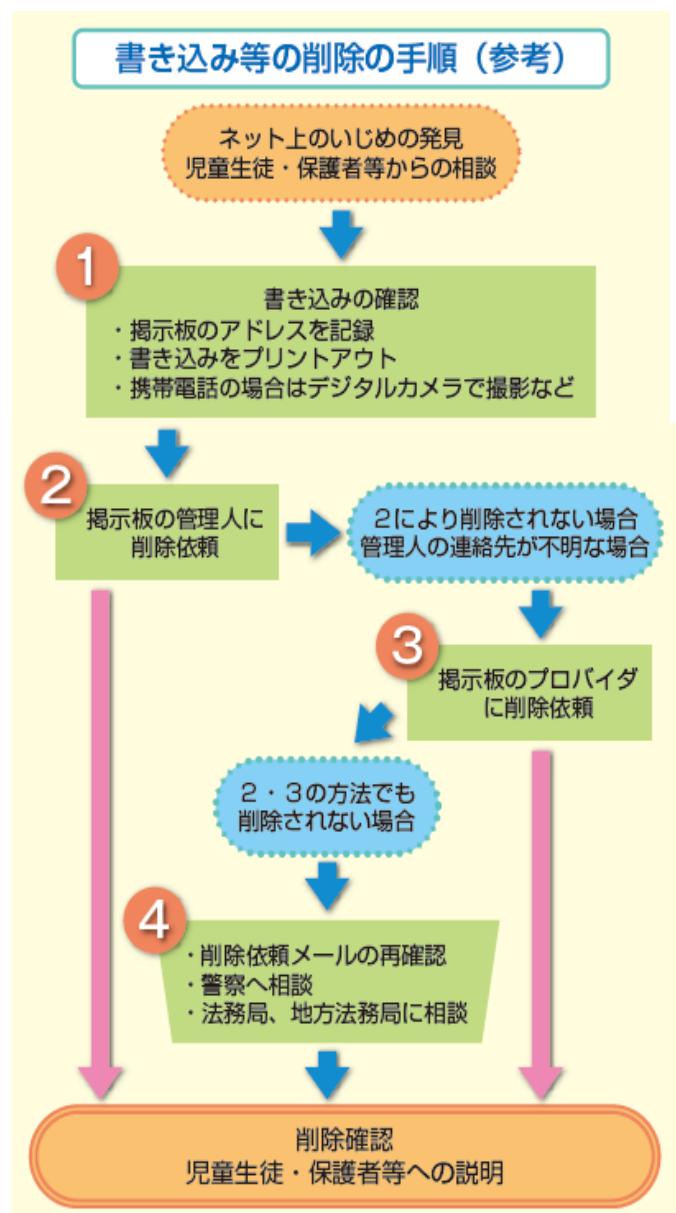
- ①関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応
  - 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども・保護者に助言し、協力して取り組む。
  - 学校・保護者だけでは解決が困難な事例については、警察等の専門機関とも連携する。

- ②書き込みや画像の排除に向けて
 

被害の拡大を防ぐために、専門機関に相談し、書き込みの削除を行うとともに、子どもたちに対して、ネットいじめの理不尽さについて指導する。

〈指導のポイント〉

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。
- チェーンメールについては、架空のものであり、転送しないことで不幸になったり危害を加えられたりするものではないこと。また、受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。



## 6 重大事態への対応

本項でいう重大事態とは、「いじめ防止対策推進法」には、以下のように規定されている。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

3 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

また、文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」の中で、次のように補足している。

(重大事態の意味について)

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

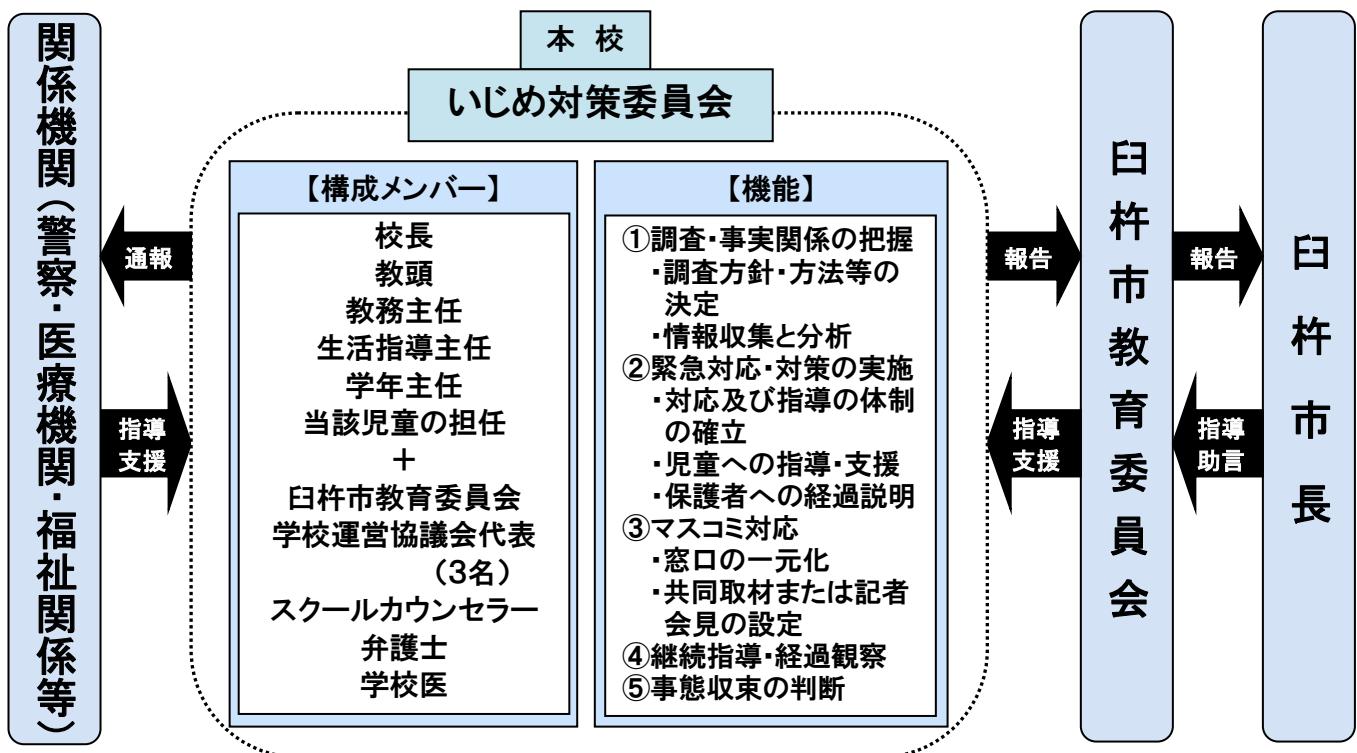
また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

◎重大事態が発生した場合は、以下の流れで迅速かつ適切な対応をとる。



- ◎ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。
- ◎ 報道機関等の取材がある場合は、臼杵市教育委員会の指導を受けながら、管理職を中心に窓口を一元化して、「いじめ対策委員会」等で確認した事実に基づき、誠実・迅速・正確・公平な姿勢で対応する。
- ◎ 児童虐待についても「いじめ」とどうように、教育委員会及び関係機関、所轄警察署と連携して対応する。